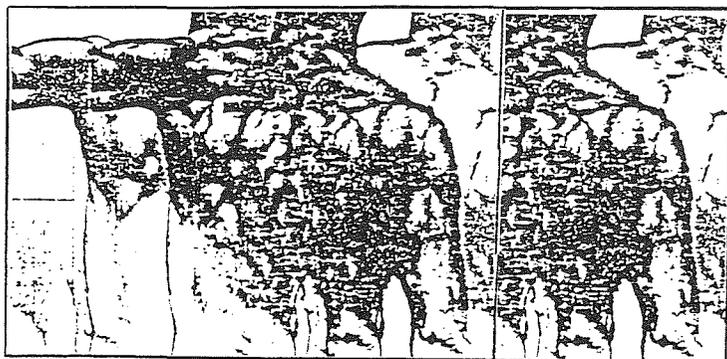


全国労働安全衛生 センター連絡会議

賛助会員入会の呼びかけ



■資料■	事務所・口座	2
	設立趣意書	3
	規 約	3
	会費規定	5
	1990年度活動方針	5
	1990年度予算	7
	1990年度役員体制	7
	地域センター会員名簿	8

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称・全国安全センター）は、1990年5月12日、東京で設立総会を開き、その活動をスタートしました。各地で「健康で安全に働く」ための活動を進めている地域安全（労災職業病）センターと全国安全センター設立の趣旨に賛同していただいた個人・団体（賛助会員）によって構成されます。

総評解散に伴い日本労働者安全センターが解散し、地県評の解散によって解散ないし運動の縮小を余儀なくされた地域センターも少なくありません。しかし、一方で、新たに地域センターや働く者の医療機関を建設しようという取り

組みが各地でなされていることも事実です。設立総会でも、別掲「地域センター会員名簿」記載の全国15の地域安全（労災職業病）センター以外の地域センターや地域センターの設立準備をしている地域の代表も参加しています

1昨年来4回にわたり地域安全（労災職業病）センター全国交流会を開催し、地域センター相互の交流を進めるとともに、地域センター活動を後退させることなく、一層拡大・強化し、また、労働安全衛生活動の全国組織の確立のための検討を進めてきました。

各地域センターでは、「労災職業病の駆け込

み寺」として未組織労働者を含めた被災者の救済活動、労働組合の労働安全衛生活動への援助、学習会・講座の開催等多彩な活動を展開していますが、各々の成り立ちや規模、体制などは千差万別であり、いずれも財政基盤の確立に苦勞をしています。しかしながら、自身の活動ためにも地域センターを中心とした全国組織を設立する必要性については一致しています。

また、振動病被災者打ち切りに反対する取り組みの全国的な展開、一昨年に出された労働基準法研究会(災害補償関係)中間報告に基づく労災補償制度の抜本的改悪を許さず、働く者の立場に立った制度の改正を求める取り組みの中で、地域センターの全国的連携・共同の力はいかに発揮されました。とりわけ、労基研中間報告の実施を再三挫折させているだけでなく、労災保険財政の使途にメスを入れ労働行政の腐敗を正す端緒を切り開いてきたことは、わたしたちの自信にもなっています。

もちろん、多くの課題が私たちだけで解決できるものではなく、各地域センター自身、地域の労働組合、被災者団体、医師、弁護士、研究者等によって支えられ、また協力して活動を展開しています。まずは、自前で全国組織を確立する中で、全国的な労働安全衛生活動に空白を与えず、さらなる発展に寄与したいと考え、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)設立の提起となったものです。

正直を言って、背伸びをしたという感がなきにしもあらずですが、期待に応えられる活動を展開していきたいと決意しています。そのためにも財政基盤の確立が急務であり、皆様に賛助会員として入会くださるよう要請する次第です。年間3万円という会費は大変な負担です。今後少しでも負担を軽減できるように組織整備に努めていきたいと考えていますが、趣旨をご理解いただきご協力をお願い致します。

1990. 5

全国労働安全衛生センター連絡会議
代表 田尻宗昭

事務所・口座

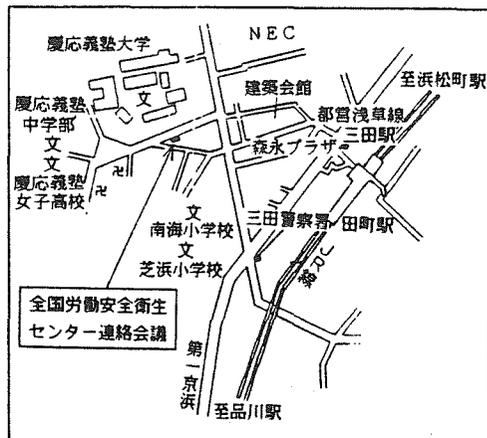
事務所予定場所(下段)が現在建築中のため、当面の連絡先は以下のようにさせていただきます。銀行・郵便振替口座は利用できますので、賛助会費の納入は、これを御利用ください。

■当面の連絡先

横浜市鶴見区豊岡町20-9サンコーポ豊岡5F
社団法人神奈川労災職業病センター
TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948

■6月中旬(予定)以後の連絡先

東京都港区三田3-1-13 M・Kビル3階
JR田町駅徒歩4分 都営浅草線三田駅
徒歩3分(案内図参照)
電話、ファックスの番号は決まり次第、
ご連絡します。



■銀行口座

東京労働金庫田町支店・普通預金
口座番号: 7535803
口座名義: 全国安全センター

■郵便振替口座

東京都高輪郵便局
口座番号: 東京5-545940
口座名義: 全国安全センター

設立趣意書

「まことに人間の生命は地球より重い、『安全なくして労働なし』平和な生活と生命と健康をおびやかす仕事と職場は排除され、労働者の安全は確保されなければならない」。かつて日本労働者安全センターは結成にあたり、こう高らかに宣言しました。

それから四半世紀、このことの重要性はますます強まっています。落下、墜落、爆発といった災害、腰痛、頸肩腕障害、振動病、じん肺などの職業病の広がり、目を覆うばかりです。急速なOA化と過熱する職場ストレスは、世界に通用する「過労死」という言葉をも生み出しました。先端技術の職場で使われている有害物質の種類は、想像もつきません。アスベストによる深刻な被害は、市民生活にも及びます。

労災職業病を生み出す背景には、常に本工、下請、日雇といった重層的な雇用構造と、無権利の状態におかれている未組織労働者の問題が見え隠れしています。今日では、外国人労働者の問題も顕在化しつつあります。

私たちは、それぞれ、地域の安全（労災職業病）センターとしての実践を積み重ねてきました。多くの労働組合の力、医師・医療機関の協力、弁護士や専門家の尽力、そして、生命、健康を奪われた被災者及びその家族の憤激につき動かされ、私たちが進めてきたものは、この生産第一主義によって蹂躪されてきた人間そのものを取り戻す闘いであったと言えます。

私たちは、一昨年5月から4回にわたる「地域安全(労災職業病)センター全国交流会」を開催してきましたが、このたび「全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)」を設立することにいたしました。

新たに発足する全国労働安全衛生センター連

絡会議は、地域センター相互の交流・連携・共同の取り組みの強化を通じて、人間の生命を地球より重いもの、たらしめる活動を強力に押し進めていきたいと考えています。

私たちの活動の第一歩は、「長期療養者」と名づけ、主治医の診断も無視して振動病被災者を切り捨て、さらに、療養1年半で全ての被災者の休業補償を打ち切ろうという労災補償制度の抜本的改悪の動きとの攻防になるでしょう。各地に地域安全センターや働く者の医療機関をつくる活動も推進する必要があります。多くの方々と協力して、安全で健康に働く活動を強化していきたいと考えます。

全国の心ある方々の、御賛同、御協力を訴えます。

1990年4月

地域安全(労災職業病)センター全国交流会

代 表: 田 尻 宗 昭

世話人団体:

北海道医療生協札幌緑愛病院職業病相談室

東京東部労災職業病センター

三多摩労災職業病センター

社団法人神奈川労災職業病センター

関西労働者安全センター

財団法人高知県労働安全衛生センター

社団法人大分県勤労者安全衛生センター

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全（労災職業病）センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全（労災職業病）センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全（労災職業病）センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者
- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総

会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局長からなる事務局を置く。その他事務局長は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運

営は総会に準ずる。

第5章 会計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で、3口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額3万円とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の講読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。

1990年度活動方針

今年度は特に、財政基盤の確立を含めた組織

体制の確立と、労働基準法研究会（災害補償関係）の中間報告に基づいた労災補償制度の抜本的改悪を許さない闘いの強化を重点法しとしつつ、中・長期的な展望をもちながら、以下の課題に取り組みます。

1. 労働安全衛生に関する制度・政策の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立をめざす活動

この間の労基法・労災保険法改悪反対闘争、振動病打ち切り反対闘争の水準の維持・向上をめざす領域と言えます。

- ・国会、行政機関等に対する働きかけ
- ・各地域センター、会員への情報の提供と中央・地方での運動の調整等
- ・他団体との連携・調整
- ・当面する具体的課題としては以下のようなものがあります。

①労災補償制度の抜本的改悪問題

国会・マスコミ対策
労災保険審議会建議に基づく改悪法案対策

②振動病問題

森林労連、労住医連との連携

③アスベスト問題

石綿対策全国連と連携して、アスベスト規制法制定運動の盛り上げ等

2. 情報(収集・提供)・出版活動

①機関紙の発行(毎月)

毎月機関紙を発行します(神奈川労災職業病ニュースの第三種郵便物を引き継ぐ予定です)。

②不定期刊の「速報」、ファックスサービス等

「速報/労基法・労災保険法改悪問題」のイメージで、労働省の通達、審議会情報などをリアルタイムで提供

③「いのちと健康」誌、季刊「労働者住民医

療」への編集協力

④その他出版物の発行(課題別のパンフレット等)

3. 交流・相談活動

①労災職業病全国交流集会の開催

全国センター、労住医連の総会とドッキングして各地で開催することも考えられます。

今年度はすでに被災者全国連が5月26-27日に第10回全国集会を開催する予定になっていますが、来年度以降調整して開催に向け努力します。

②地域センター運動の相互交流の促進

③労災認定事例、安全衛生活動の経験等についての調査、紹介、研究

④各地の労災保険審査参与、防災委員等の活用方法等について研究することなども考えられます。

⑤各地域センターからの相談に応じられるようにするとともに、全国センターとしても相談を受け付けます(逆に地域センターに返す場合もあります)。

4. 教育・研究活動

①地域センター等が行う講座、学習会の開催や講師の派遣についての協力・援助

②検討を進めたいうえで、活動家学校、安全衛生委員会活動についての講座等の開催を追及します(パイロットスタディによる経験の紹介でもよいと思います)。

③学習・教育用パンフレット、ビデオ、スライド等の作成

④専門家等と連携した研究活動

5. 運動の拡大のための活動

地域センター、医療機関等の設立の援助・推進(全国状況の調査・把握)

6. 国際交流活動

当面の日程として、労住医連と連携して、香港の医師、看護婦、被災者代表の研修受け入れに協力します。

7. その他の個別課題についての活動

以下のような個別課題について、情報の収集・提供、運動の連携・調整、研究等を行います。

- ①じん肺問題…裁判闘争（横須賀、北茨城など）と被災者組織
- ②指曲り症…自治労の集団申請等への協力と民間での掘り起こし
- ③過労死問題
- ④出稼ぎ者問題…秋田現地での企画など
- ⑤針灸裁判（神奈川、大阪）
- ⑥被災労働者の職場復帰問題
- ⑦外国人労働者問題
- ⑧その他

8. 組織強化のための活動

当面、賛助会員 200名をめざして会員拡大に奮闘します。

1990年度予算

1) 収入の部

地域センター会員会費	1,000,000円
賛助会員会費(年額3万×200人)	6,000,000円
収入合計	7,000,000円

2) 支出の部

人件費(1名分+α)	4,000,000円
活動費(旅費交通費を含む)	800,000円
機関紙等印刷費	600,000円
通信運搬費(電話料、発送費等)	500,000円

什器備品費	300,000円
図書資料費	200,000円
消耗品費	200,000円
会議費	200,000円
光熱水料費	100,000円
雑費・予備費	100,000円

支出合計 7,000,000円

*事務所については、労働者住民医療機関連絡会議(労住医連)の東京事務所に置かせていただくことになっています。

1990年度役員体制

議長	田尻宗昭	(社団法人神奈川 労災職業病セン ター所長)
副議長	谷沿嘉瑞	(財団法人高知県 労働安全衛生セ ンター専務理事)
	東井富男	(北海道医療生活 協同組合常務理 事)
	野口豊史	(社団法人大分県 勤労者安全衛生 センター専務理 事)
事務局長	古谷杉郎	(専従)
事務局次長	西野方庸	(関西労働者安全 センター事務局 長)
	飯田勝泰	(東京東部労災職 業病センター事 務局)
運営委員	西晶正	(三多摩労災職業 病センター事務

- 局長) 新潟県新潟市古町通4番地643古町ツインタ
ワーハイツ2階
TEL(025)228-2127/FAX(025)222-3738
- (愛媛労災職業病
対策会議)
- (熊本県労働安全
衛生センター)
- (自治体労働安全
衛生研究会)
- 06労災福祉センター
京都府京都市南区西九条島町3
TEL(075)691-9981/FAX(075)672-6467
- 07関西労働者安全センター
大阪府大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4
階
TEL(06)538-0148/FAX(06)541-2712
- 監 事 平 野 敏 夫 (東京東部労災職
業病センター代
表)
- 08広島県労働安全衛生センター準備会
広島県広島市南区稲荷町5-4前田ビル
TEL(082)264-4110
- 小 沢 公 義 (三多摩労災職業
病センター事務
局)
- 09山口県安全センター
山口県吉敷郡小郡町明治東小郡労働会館内
TEL(08397)2-3373
- 顧 問 鈴 木 武 夫 (前国立公衆衛生
院院長)
- 10愛媛労災職業病対策会議
愛媛県新居浜市新田町1-9-9新居浜医療生
協気付
TEL(0897)34-0207/FAX(0897)37-1467
- 特別顧問 五 島 正 規 (衆議院議員)
- *氏名空欄は当該団体依頼中であり、当該団
体で決定していただき次第就任していただ
きます。

地域センター会員名簿

- 01北海道医療生活協同組合札幌緑愛病院職業病
相談室
北海道札幌市豊平区北野一条1-6-30
TEL(011)883-0121/FAX(011)883-7261
- 02東京東部労災職業病センター
東京都江東区亀戸1-33-7
TEL(03)683-9765/FAX(03)683-9766
- 03三多摩労災職業病センター
東京都国分寺市南町2-6-7丸山会館2-5
TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024
- 04社団法人神奈川労災職業病センター
神奈川県横浜市鶴見区豊岡町20-9サンコー
ポ豊岡505
TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948
- 05財団法人新潟県安全衛生センター
- 11財団法人高知県労働安全衛生センター
高知県高知市薊野イワ井田1275-1
TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3928
- 12熊本県労働安全衛生センター
熊本県熊本市九品寺1-17-9労働会館内
TEL(096)364-6128/FAX(096)364-7243
- 13社団法人大分県勤労者安全衛生センター
大分県大分市寿町1-3労働福祉会館内
TEL(0975)37-7991/FAX(0975)38-1669
- 14旧松尾鉦山被害者の会
宮崎県日向市財光寺283-211長江団地1-14
TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404
- 15自治体労働安全衛生研究会
東京都千代田区六番町1自治労会館3階
TEL(03)239-9470/FAX(03)230-1386
- *ファックスは他団体のものを利用している
センターもあるので御利用の際は事前にご
確認ください。(名簿は1990年5月12日現在)